

普通預金決済専用型（決済用預金）の取扱い

1. 利息の取扱い

普通預金決済専用型には利息がつきませんので、取扱日以降、以下の規定にもとづく利息の組み入れはありません。

※普通預金規定 第6条（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

※総合口座取引規定 第5条1項

普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組み入れます。

なお、上記の預金利息に係る規定以外は、普通預金規定（または総合口座取引規定）により取扱います。

2. 未払利息の取扱い

取扱日に未払いの普通預金利息がある場合は、その利息を取扱い当日に精算し、2月または8月の当行所定の日に当該普通預金決済専用型に組み入れます。

3. 手数料の取扱い

普通預金決済専用型の利用にあたっては当行所定の依頼書の取扱いにかかる印紙代金をいただきます。また、取扱日以降、当行所定の口座管理手数料をいただきます。

印紙代金ならびに口座管理手数料は、普通預金規定（または総合口座取引規定）にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出なしに、当行所定の方法により普通預金決済専用型口座より引落します。

4. サービスの取扱い

この預金は、利息のお支払いと実質的に同視されるサービス等の適用対象とはいたしません。

以 上

〈ご注意事項〉

- ・普通預金決済専用型は、平成17年4月以降も預金保険制度により全額保護される「決済用預金」として取扱います。
- ・普通預金決済専用型が組み込まれた総合口座やスーパー総合口座の担保定期預金、貯蓄総合口座の担保定期預金や貯蓄預金は、「決済用預金」に該当せず、全額保護の対象とはなりません。
- ・普通預金決済専用型から普通預金へ同一口座番号で変更した場合、変更日以降、普通預金には当行所定の利息がつきます。
普通預金は、預金保険制度において決済用預金に該当せず、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の他の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

以 上

2020年4月1日現在